

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月9日

契約担当役

国立大学法人福井大学財務部長

平 田 博 教

1 工事概要

- (1) 工 事 名 福井大学（松岡）臨床研究棟 I 改修機械設備工事
- (2) 工事場所 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地 福井大学松岡団地構内
- (3) 工事内容 臨床研究棟（RC5、改修面積2,633㎡）の耐震改修工事に伴う管工事
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成31年3月20日まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人福井大学契約事務取扱要項（以下「契約要項」という。）第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る平成29、30年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は

建物の床、壁、天井を含む改修工事に伴う管工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

①建物用途 校舎、研究施設、病院、図書館又はその他公共施設

②建物規模等 R C造、S R C造又はS造の新営又は改修、延べ面積1,000㎡以上

③工事種目 管工事

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成15年度以降に、元請として完成・引渡し完了した(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、經常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。

⑤ 經常建設共同企業体の場合の②のただし書きの記述に該当する者以外の者についても、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照））。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に営業を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
 - ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高18点とする。
 - ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
 - ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

- ① 企業の技術力
 - ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・法令遵守（コンプライアンス）
 - ・地域精通度
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
国立大学法人福井大学財務部施設企画課施設総務係
TEL 0776-61-8654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年7月9日から平成30年7月19日まで
交付方法 文部科学省電子入札システムの本件調達案件概要の添付資料により交付する。
なお、電子入札により難しい者は、(1)で交付する。
入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成30年7月9日から平成30年7月19日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで。）に「持参する書類の目録（様式任意）」のみを電子入札システムに添付し手続きを行い、提出書類は最終日時までに(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。また、契約担当役の承諾を得て紙入札方式で参加を希望する者も最終日時までに(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

(4) 見積りに必要な図面等の交付期間、場所及び方法

平成30年7月31日から平成30年8月6日まで
入札説明書に添付の図面等購入場所地図に記載の場所で購入すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年8月21日12時までに、電子入札システムにより提出すること。

また、紙入札参加希望者は(1)に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること(郵送の場合は、平成30年8月20日17時必着とする。)。電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。

開札は、平成30年8月22日13時30分国立大学法人福井大学医学部管理棟3階環境整備課会議室(松岡キャンパス)において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納入

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約要項第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 詳細は入札説明書による。